

認知症、知的障がい、精神障がいなど

判断能力が不十分になったとき

生活を法律的に支援するしくみ



せい ねん こう けん せい ど  
**成年後見制度**





# 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方(本人)の権利を守る援助者を選ぶことで、本人の生活を法的に支援するしくみです。

## 本人はどんな状態ですか?

本人の状態に応じて利用できる制度が変わります。

普段の買物も自分ではできない  
**判断能力が全くない**



普段の買物はできるが重要な取引はできない  
**判断能力が著しく不十分**



普段の買物はできるが重要な取引は一人では不安  
**判断能力が不十分**



今は大丈夫だけどこれから先のことが不安  
**判断能力が十分ある**



判断能力が不十分

## 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって法的に権限を与えられた後見人などが選ばれる制度です。

こうけん  
**後見**

すべての法律行為を取り消したり本人の代わりに行うことができます。

※日常生活に関する行為は取り消すことができません

ほさ  
**保佐**

重要な法律行為について同意又は取消しをしたり特定の法律行為を本人の代わりに行うことができます。

ほじょ  
**補助**

特定の法律行為について同意又は取消しをしたり本人の代わりに行うことができます。

### 同意(取消し)できることの例

- 借金 ●保証人になる ●不動産や高額財産の売買 ●証券取引
- クレジット契約 ●通信販売や訪問販売の契約 ●訴訟行為
- 相続の承認や放棄、遺産分割 ●建物の新改築などの契約 など

**後見** 上記のほか、すべての法律行為を取り消すことができます。

**保佐** 上記のような重要な法律行為※について同意又は取消しをすることができます。

**補助** 上記のうち、本人が申立て時に同意し、裁判所が定めた行為について、同意又は取消しをすることができます。

※民法第13条第1項

### 代わりにできることの例

- 金銭管理 ●定期預金の解約 ●通帳の再発行 ●相続手続
- 住居のリフォーム手続 ●役所での行政手続 ●税金関係の手続
- 不動産の処分や売買 ●介護や福祉サービス契約手続
- 年金手続 ●入退院の手続 ●保険金の請求 ●訴訟への対応 など

**後見** 上記のほか、すべての法律行為を代わりに行うことができます。

**保佐** 上記のうち、本人が申立て時に同意し、  
**補助** 裁判所が定めた行為を代わりに行うことができます。

! 本人の思いや生活のようすを考えて必要な支援を行います。

! どの制度を利用するかは申立人や本人の判断によりますが裁判所が本人の判断能力について申立人や本人の主張を認めるとは限りません。

! 食料品や生活用品の買物介護などの日常生活上の作業を代わりに行うわけではありません。



判断能力が不十分になる前に

## 任意後見制度

本人に十分な判断能力がある時に、あらかじめ支援してくれる人(任意後見人)と支援してもらう内容を自分で決め、公正証書により契約(任意後見契約)を結んでおく制度です。本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が生じます。



## Q どうやって利用すれば良いの？

### 1. 申立て

申立てには3つの方法があります。

本人の居住地を管轄する家庭裁判所で申立てできます。

- 本人申立て 制度のしくみを一定理解し、利用したい意思がおありの方はご自分で申立てすることが可能です。
- 親族申立て 本人の配偶者や4親等内の親族(両親、子ども、孫、ひ孫、兄弟姉妹、祖父母、おじ、おば、いとこ、甥・姪、甥・姪の子どもなど)による申立てが可能です。
- 市町村長申立て 本人およびその配偶者など親族で申立てができない場合には、行政や相談機関などを通して本人の住所地の市町村長による申立てが可能です。

### 2. 審理手続

申立て後に、裁判所から申立人、成年後見人など候補者、本人に事情を伺ったり、意見をお聞きすることがあります。また、本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。

### 3. 審判

後見などの開始の審判をすると同時に成年後見人などを選任します。

※成年後見人などに候補者が選ばれるとは限りません。  
弁護士や司法書士などの専門職が選ばれることもあります。裁判所が総合的に判断して選任します。

### 4. 支援

支援が始まります。

成年後見人などには定期的な報告義務があります。

- 成年後見人など(※成年後見人、保佐人、補助人を「成年後見人など」とします)の職務は、判断能力が回復するか、本人が死亡するまで続きます。
- いったん申立てすると、家庭裁判所の許可がなければ取り下げることはできません。

## Q どこに相談したらいいの？

まずはお住まいの市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会の各窓口まで、お気軽にご相談ください。

## Q 申立てに必要な書類は？

以下の書類などが必要です。

一部は家庭裁判所や裁判所webサイトから入手できます。

- 申立書 ● 収入印紙 ● 郵便切手 ● 本人や後見人など候補者の住民票
- 本人や申立人の戸籍謄本 ● 登記されていないことの証明書
- 診断書(成年後見用) など

## Q 申立てに必要な費用は？

法定後見制度と任意後見制度でかかる費用が変わってきます。下記金額はあくまで目安であり、ケースによって変わってきます。

### 法定後見制度

裁判所に納める印紙代・切手代に1万円程度  
判断能力の鑑定料に5万～10万円程度。

※補助開始の申立てでは原則として鑑定を行わず、後見・保佐開始の申立てでも鑑定を行わない場合があります。その場合は鑑定料がかかりません。

### 任意後見制度

公正証書作成の公証人手数料と印紙代に2万円程度  
任意後見監督人選任申立ての際の  
印紙代・切手代に6千円程度の費用がかかります。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室 あいあいねっと

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2階

【相談電話】06-6191-9500(平日 10:00～16:00 祝日・年末年始を除く)

TEL 06-6764-7760・7761 FAX 06-6764-7811

※このリーフレットの作成には、共同募金配分金を活用しています。